勤怠管理マニュアル

2024年5月20日 制定 2024年6月1日 施行

第1章 総則

(目的)

第1条 このマニュアルは、株式会社 架空ソリューションズ(以下「会社」という)の従業員の勤怠管理に関する事項を定め、適正な労働時間管理と従業員の健康管理を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 このマニュアルは、会社に勤務するすべての従業員(正社員、契約社員、 嘱託社員、パートタイマー、アルバイトを含む。以下「従業員」という)に適用する。

(勤怠管理責任者)

第3条各部署の長は、所属従業員の勤怠管理について責任を負うものとする。 人事部は、勤怠管理全般について指導・監督を行う。

第2章 勤怠の種類と定義

(出勤)

第4条従業員が所定労働時間内に勤務を開始することをいう。

(退勤)

第5条 従業員が所定労働時間または時間外労働時間を終了し、勤務を終えること をいう。

(遅刻)

第6条 従業員が正当な理由なく、所定労働時間の開始時刻に1分でも遅れて 出勤することをいう。月に3回以上の遅刻は、人事評価に影響を与える場合がある。

(早退)

第7条 従業員が正当な理由なく、所定労働時間の終了時刻前に退勤することをいう。

(欠勤)

第8条 従業員が正当な理由なく、所定労働日に勤務しないことをいう。

(休暇)

第9条 従業員が会社に事前に申請し、承認を得て、所定労働日に勤務しないこと をいう。休暇の種類は、次のとおりとする。

- 1. 年次有給休暇 (労働基準法に基づく有給休暇): 入社6ヶ月経過後、10日付与。 その後、勤続年数1年ごとに1日~2日ずつ加算され、最大で年20日付与される。
 - 2. 慶弔休暇 (従業員の慶弔時に付与される特別休暇)
 - 3. 夏季休暇 (夏季に付与される特別休暇)
 - 4. 年末年始休暇 (年末年始に付与される特別休暇)
 - 5. その他特別休暇(会社が認める特別の理由による休暇)
 - 6. 休職(私傷病、育児、介護等の理由により、最長3年間を限度として勤務を休む制度

(振替休日)

第10条 所定休日に労働させた場合に、その代償として他の労働日を休日と することをいう。

(代休)

第11条 休日に労働させた場合に、事後的に他の労働日を休暇とすることをいう。 振替休日とは異なり、休日労働に対する割増賃金の支払いが必要となる。

第3章 勤怠管理の方法

(勤怠管理システム)

第12条 従業員の勤怠管理は、原則として会社の勤怠管理システム (以下「システム」という)を利用して行う。

(タイムカード)

第13条システムを利用できない場合、または会社が認めた場合は、 タイムカードによる勤怠管理を行うことができる。タイムカードは、 出勤時および退勤時に従業員本人が打刻するものとする。

(出退勤の記録)

第14条 従業員は、出勤時および退勤時に、システムまたはタイムカードにより、 正確に時刻を記録しなければならない。 (遅刻、早退、欠勤等の連絡)

第15条従業員は、遅刻、早退、欠勤、休暇、その他勤怠に関する異状が発生 した場合は、事前に所属部署の長に連絡し、指示を受けなければならない。 やむを得ない事情で事前の連絡が困難な場合は、事後速やかに連絡するものとする。

(休暇の申請)

第16条従業員は、休暇を取得する場合は、原則として休暇取得日の3日前までにシステムまたは所定の休暇申請書により申請し、所属部署長の承認を得なければならない。当日の急な休暇申請は、原則として認められない。

(時間外・休日労働の命令と許可)

第17条 所定労働時間外または休日に労働させる場合は、事前に所属部署長が人事部の許可を得て、時間外・休日労働命令書を交付するものとする。時間外労働は、原則として月45時間、年360時間を上限とする。従業員は、正当な理由なく時間外・休日労働を拒否することはできない。

第4章各種休暇

(年次有給休暇)

第18条年次有給休暇の付与、取得、管理については、労働基準法および年次有給休暇管理規程による。

(慶弔休暇)

第19条 慶弔休暇は、従業員またはその家族に慶弔事由が発生した場合に付与する。 慶弔事由、休暇日数、申請方法については、別に定める慶弔休暇規程による。 慶弔休暇の日数は、事由に応じて1日~7日付与される。

(夏季休暇、年末年始休暇)

第20条夏季休暇、年末年始休暇は、会社が定める期間に付与する。夏季休暇は原則として毎年8月13日から8月15日までの3日間、年末年始休暇は原則として毎年12月29日から1月3日までの6日間とする。休暇期間、申請方法については、別途休暇期間開始日の1ヶ月前までに通知する。

(その他特別休暇、休職)

第21条 その他特別休暇、休職については、必要に応じて個別に判断する。

第5章 勤怠管理上の注意点

(不正な勤怠記録の禁止)

第22条従業員は、自己または他人の勤怠記録について、**不正な操作(代打刻、 改ざん等)**を行ってはならない。不正行為が発覚した場合、就業規則に基づき 懲戒処分を行うことがある。 (労働時間の適正な把握)

第23条会社は、従業員の労働時間を適正に把握するため、勤怠管理システム、 タイムカード等の記録を適切に管理する。

(過重労働の防止)

第24条会社は、従業員の過重労働を防止するため、時間外労働時間の上限設定、 休暇取得の推奨、健康相談窓口の設置等、必要な措置を講じる。

(給与との関連)

第25条 遅刻、早退、欠勤、休暇等の勤怠状況は、給与計算に反映される。 詳細は給与計算規則による。

第6章 その他

(マニュアルの改廃)

第26条 このマニュアルの改廃は、人事部が行い、取締役会の承認を得るものとする。

(疑義解釈)

第27条 このマニュアルの解釈について疑義が生じた場合は、人事部が解釈、 決定するものとする。

附則

このマニュアルは、2024年6月1日から施行する。 マニュアルの施行前に発生した勤怠に関する事項については、 従前の例による。